

GMO TECH

第18期 定時株主総会

招集ご通知

本総会はインターネット上でのみ開催する
バーチャルオンリー株主総会です。
株主様にご来場いただく会場はございません。

インターネット出席方法は本冊子内
「バーチャル株主総会ログイン方法のご案内」を
ご参照ください。



GMO TECH株式会社
代表取締役社長CEO
鈴木 明人

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。当社の第18期定時株主総会招集ご通知をお届けいたします。

2023年は、集客支援事業において、MEOサービス、アフィリエイトサービスの両軸で新規開拓を積極的に行った結果、業績の回復を果たし、配当をお出しすることが出来ました。不動産テック事業もシェアの拡大を行っておりストックビジネスとして業績の下支えが来ております。

また当社はChatGPTをはじめとする最先端の生成AIとRPAを組み合わせ、業務プロセスの革新を実現しております。自社開発のAIプログラムを活用したDX推進は、業務の自動化だけでなく、新しい価値の創造と生産性の大幅な向上をもたらしており、AIで未来を創るNo.1企業グループとして推進しております。

株主の皆様には引き続きのご支援をお願い申し上げます。経営陣一同、未来への飛躍に向けて努力して参りますので、ご期待ください。

証券コード：6026
2024年3月1日
(電子提供措置の開始日2024年2月22日)

株 主 各 位

東京都渋谷区桜丘町26番1号
GMO TECH株式会社
代表取締役社長CEO 鈴木 明 人

第18期 定時株主総会招集ご通知

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

この度の能登半島地震により被災された皆様、ならびにそのご家族の皆様に心よりお見舞い申し上げますとともに、被災地の一日も早い復興を心よりお祈り申し上げます。

さて、当社第18期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第18期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト https://gmotech.jp/ir/stock/stock_meeting.html

また、上記のほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（会社名）または証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

なお、当日ご出席されない場合は、書面によって議決権の事前行使をすることができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討の上、2024年3月15日（金曜日）午後7時までに到着するようにご返送ください。

敬 具

記

1. 日 時 2024年3月18日（月曜日）午後1時00分（受付開始 午後0時30分）
2. 予備日時 2024年3月20日（水曜日）午後0時00分（受付開始 午前11時30分）
3. 開催方法 バーチャルオンリー株主総会
本総会は場所の定めのない株主総会として開催いたします。
インターネット出席方法は本冊子内「バーチャル株主総会ログイン方法のご案内」をご参照ください。
4. 会議の目的事項
 - 報告事項
 1. 第18期（2023年1月1日から2023年12月31日まで）事業報告および連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第18期（2023年1月1日から2023年12月31日まで）計算書類報告の件
 - 決議事項
 - 第1号議案 取締役（監査等委員であるものを除く）6名選任の件
 - 第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
 - 第3号議案 取締役（監査等委員であるものを除く）の報酬額設定の件

以 上

-
- 1 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。
 - 2 議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

バーチャル株主総会へのご出席のご案内

1. バーチャル株主総会とは

インターネット等の手段を用いて株主総会に出席いただくものです。

バーチャル出席株主様は、株主総会の議事進行をライブ配信でご確認いただくとともに、質問等のご提出並びに議案への採決（議決権行使）を行うことができます。

2. バーチャル出席に必要となる環境

本冊子内「バーチャル株主総会ログイン方法のご案内」をご参照ください。

3. バーチャル出席の方法（システムへのログイン方法）

本冊子内「バーチャル株主総会ログイン方法のご案内」をご参照ください。

4. 事前の議決権行使の取扱い

事前に郵送により議決権を行使された株主様がバーチャル出席により当日ご出席された場合には、当日の議決権行使が確認された時点で、事前の議決権行使は無効といたします。事前に議決権行使の上、当日バーチャル出席されたものの、当日の議決権行使が確認されなかった場合には、事前の議決権行使を有効なものとして取扱いますので、あらかじめご了承ください。

5. 議決権の行使方法について

ログイン先の本総会専用ウェブサイトより決議事項の採決時に議決権を行使いただけます。

6. ご質問及び動議の方法

バーチャル株主総会に出席いただきますと、ログイン先の本総会専用ウェブサイトよりご質問及び動議を提出いただけます。ご質問は、ご質問時間には限りがあること、円滑な議事進行の観点から、お一人1問まで（合計で最大250文字まで）といたします。なお、審議の状況によっては、ご提出いただいたご質問に、すべて回答できない場合もございます。また、ご質問は本総会の目的事項に関する質問であり、他の質問と重複しないものを取り上げる予定です。同様の質問等を繰り返し送信する、膨大な文字量のテキストデータの送信を繰り返す、本総会の目的事項と関係のない不適切な内容を含む質問等の送信を続けるなど、議事の進行やバーチャル株主総会のシステムの安定的な運営に支障が生じると判断した場合、議長の命令又は議長の指示を受けた事務局の判断により、当該株主様との通信を強制的に遮断させていただきます。

動議につきましても、円滑な議事進行の観点から、1提案当たり400文字までといたします。

7. 通信障害等の対応について

通信障害等により本総会の議事に支障が生じる場合に備え、「障害時における本総会の延期又は続行の決定」を議長に委任する決議を本総会の冒頭に行います。当該決議に基づき、議長が「延期又は続行の決定」を行った場合には、予備日である2024年3月20日（水曜日）午後0時00分より、本総会の延会又は継続会を開催いたします。その場合は当社ウェブサイト (<https://gmotech.jp/ir/>) でお知らせいたします。

8. 事前のご質問の受付について

株主の皆様からの、第18期定時株主総会へのご質問を、本総会専用ウェブサイトにて受付いたします。ログイン方法は本冊子内「バーチャル株主総会ログイン方法のご案内」をご参照ください。株主の皆様の関心が高いと思われる事項につきまして、第18期定時株主総会で取り上げさせていただく予定です。株主総会にて取り上げることが出来なかったご質問につきましては今後の参考とさせていただきます。

【事前ご質問のご登録方法】

受付期間：2024年3月1日（金曜日）正午から

2024年3月11日（月曜日）午後5時まで

本総会専用ウェブサイト：<https://web.lumiagm.com/>

9. インターネットを使用することに支障がある株主様について

議決権の行使をご希望の株主様のうち、インターネットを使用することに支障のある株主様におかれましては、書面により事前に議決権を行使いただきますよう、お願い申し上げます。電話会議システム専用番号へ電話をかけていただくことで、音声により議事進行をお聴きいただくことが可能になります。電話会議システムのご利用には事前申込が必要となります。なお、電話会議システムを通じて議決権を行使することはできません。

【電話会議システムお申込み方法】

FAXによりお申込みを受付いたします。お申込みの際は、同封の議決権行使書用紙に記載されている「株主番号」と「氏名」に加えて、下記のご連絡日当日の指定の時間帯（午前10時から午後5時まで）にご連絡が可能な「電話番号」を記載のうえ、「電話会議システム利用希望」の旨を下記FAX番号まで送信ください。電話会議システム利用をご希望の株主さまには、株主総会運営事務局から、下記ご連絡日にお電話にて、詳細をご連絡させていただきます。申込時に「株主番号」「氏名」「電話番号」「電話会議システム利用希望」の記載が揃っていない場合は、お申込みを無効とさせていただきます。予めご了承ください。

受付期間：2024年3月1日（金曜日）正午から

2024年3月11日（月曜日）午後5時まで

FAX番号： 03-5489-6371

ご連絡日： 2024年3月14日（木曜日）午前10時から午後5時までにお電話にてご連絡いたします。

10. 代理出席について

議決権を有する他の株主様1名を代理人として、議決権を行使することができます。ご希望の株主様は、株主総会に先立って当社に「代理の意思表示を記載した書面（委任状）」のご提出が必要になりますので、詳細は下記までお問い合わせください。

【代理出席に関するお問い合わせ先】

受付期間：2024年3月1日（金曜日）正午から

2024年3月11日（月曜日）午後5時まで

メールアドレス：ir@gmotech.jp

FAX番号：03-5489-6371

※ ご返信先のメールアドレス又はFAX番号を必ずご記載ください。

バーチャル株主総会ログイン方法のご案内

バーチャル株主総会とは、インターネット等の手段を用いて株主総会に出席いただくものです。株主様は、株主総会の議事進行をライブ配信でご確認いただくとともに、質問等のご提出並びに議案への採決（議決権行使）を行うことができます。

配信日時	2024年3月18日（月曜日）午後1時00分より （ログイン開始時間 午後0時30分より）
------	--

※視聴方法は次頁をご参照ください

なお、通信環境の影響により、ライブ配信の画像や音声が乱れ、あるいは一時断絶されるなどの通信障害等が発生する可能性があります。万が一、通信障害等が発生した場合には、当社IRサイト (https://gmotech.jp/ir/stock/stock_meeting.html) にて速やかに株主の皆さまへお知らせいたします。株主様におかれましては、当社IRサイトをご確認いただき、次頁「ログイン方法のご案内（手順）」をご参照のうえ、改めて本総会にバーチャル出席をお願い申し上げます。

ログイン時に必要な情報について

ご視聴には、IDとパスワードのご入力が必要となります。（その他必要情報は次頁以降をご参照ください）IDとパスワードは同封の「ログイン用ID・パスワード通知書」をご参照ください。ID・パスワードは株主様ごとに異なります。

バーチャル株主総会へのご出席方法

▶スマートフォンやタブレット端末で出席する場合
QRコードをカメラアプリ、バーコードリーダーアプリで読み取って、バーチャル株主総会サイトへアクセスいただき、下記ID・パスワードを入力してバーチャル出席システムにログインしてください。

▶パソコンからバーチャル出席する場合/QRコードでログインできない場合
以下のURLへアクセスいただき、下記ID・パスワードを入力しバーチャル出席システムにログインしてください。

U R L <https://web.lumiagm.com/771717930>

I D XXXXXXXX
パスワード XXXXXXXXXXXX

株主番号 議決権行使回数 備

GMO TECH株式会社
第18期定時株主総会

ログイン用ID・パスワード通知書

ID・パスワード

ログイン方法のご案内（手順）

配信日時

2024年3月18日（月曜日）午後1時00分より
（ログイン開始時間 午後0時30分より）

1 配信サイトにアクセス

<https://web.lumiagm.com/771717930>



2 言語選択で「日本語」を選択する

 日本語

3 ミーティングIDをご入力

771-717-930

上記ミーティングIDをご入力後（ログイン）ボタンを押してください。



LUMI

ミーティングID入力

ログイン

ID、パスワードをご入力後、（バーチャル株主総会に出席する）を押してください。



GMO TECH

ログインID

ログインPW

バーチャル株主総会に出席する

※ログインガイド（必ずお読みください）※

開会時間となる

2024年3月18日（月曜日）午後1時00分までお待ちください

ご注意事項など

1 バーチャル出席に必要な環境について

株主総会当日の議事進行の様子は、パソコン・スマートフォン等によりライブ配信でご確認いただくことができます。バーチャル出席を行うためには、以下環境でのご利用を推奨いたします。なお、バーチャル出席に必要な通信機器類及び通信料金等の一切の費用については、株主様のご負担となります。株主様ご利用のパソコン・スマートフォン等の不具合や、株主様ご自身の通信環境等を原因として、株主様がバーチャル出席できない場合や議決権等を行使できない場合もございますので、事前行使のうえご出席ください。

	PC		モバイル	
	Windows	Mac	Android	iOS
OS	Windows10以上	MacOS 最新版	Android 5以上	iOS11以上
ブラウザ※1	Microsoft Edge, Google Chrome Mozilla Firefox	Safari	Chrome	Safari

※ 最新バージョンにてご覧ください。

2 議決権行使について

バーチャル株主総会にご出席いただきますと、決議事項の採決時にオンライン上で議決権を行使いただけます。

3 ご質問及び動議について

バーチャル株主総会にご出席いただきますと、議長が指定する時間内に、オンライン上でご質問及び動議を提出いただけます。ご質問及び動議に関するご注意事項は本書類に記載しておりますのでご参照ください。

4 その他の注意事項について

- 当社は、バーチャル株主総会の開催に当たり、合理的な範囲で通信障害等への対策を行いますが、株主様ご利用のパソコン・スマートフォン等の不具合や、株主様ご自身の通信環境等を原因として、株主様がバーチャル出席できない場合や議決権を行使できない場合もございます。当社として、このような通信トラブルにより株主様が被った不利益等に関しては一切の責任を負いかねますことをご了承ください。
- ライブ配信の撮影、録画、録音、保存及びSNSでの投稿などの利用行為については、無断で改変する等、法令違反やそのおそれがある行為、その他不適切な行為はご遠慮ください。
- バーチャル出席に対応している言語は、日本語のみとなります点、ご了承ください。

5 お問い合わせについて

バーチャル株主総会ヘルプデスク

 **0120-245-022**

受付時間：3月1日（金）～3月15日（金）
午前9時～午後5時まで（土日祝日を除く平日）
株主総会当日 午前9時～配信終了まで

動画視聴について

株式会社 **050-3186-4576**
Jストリーム

受付時間：株主総会当日
ログイン開始時間～配信終了まで

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 取締役（監査等委員であるものを除く）6名選任の件

取締役全員（7名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役6名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、監査等委員会は、各候補者に関して、当事業年度における業務執行状況および業績等を評価したうえで、当社の取締役として適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	地位	担当	当事業年度における取締役会への出席状況 (出席率)
1	再任 鈴木 明人 すずき あきと	代表取締役社長 CEO		18回中17回に出席 (94%)
2	再任 熊谷 正寿 くまがい まさとし	取締役会長		18回中17回に出席 (94%)
3	再任 児林 秀一 こばやし しゅういち	取締役副社長	デジタルマーケティング本部 本部長	18回中18回に出席 (100%)
4	再任 大澤 健人 おおさわ けんと	取締役	プロダクトマーケティング本 部統括本部長	18回中18回に出席 (100%)
5	再任 沖 殿 潤 おきどの じゅん	取締役CTO	システム本部本部長	18回中18回に出席 (100%)
6	再任 安 田 昌 史 やすだ まさし	取締役		18回中18回に出席 (100%)

候補者
番号

1



すずき あきと

鈴木 明人

(1974年7月29日生)

再 任

所有する当社の株式数

普通株式

189,565株

A種種類株式

10株

・略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1998年4月 三菱自動車工業株式会社入社
- 2003年6月 日産自動車株式会社入社
- 2006年4月 株式会社リクルート（現株式会社リクルートホールディングス）入社
- 2006年12月 株式会社イノベックス（現GMO TECH株式会社）設立、代表取締役社長CEO（現任）
- 2020年7月 GMO ReTech株式会社代表取締役社長（現任）

・選任理由

当社創業者であり代表取締役社長を長年にわたり務めており、当社の属する事業分野や提供するサービスに精通していること、また、新規事業の業界内関係性の重要な役割をはたしており、取締役として適任であると判断し、候補者として選定いたしました。

候補者
番号

2



くまがい まさとし

熊谷正寿

(1963年7月17日生)

再任

所有する当社の株式数

普通株式
一株

・略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1991年 5月 株式会社ボイスメディア（現GMOインターネットグループ株式会社）代表取締役
- 1999年 9月 株式会社まぐクリック（現GMOアドパートナーズ株式会社）代表取締役
- 2000年 4月 株式会社まぐクリック（現GMOアドパートナーズ株式会社）取締役
- 2001年 8月 株式会社アイル（現GMOグローバルサイン・ホールディングス株式会社）代表取締役会長
- 2002年 4月 GMO総合研究所株式会社（現GMOリサーチ株式会社）取締役会長（現任）
- 2003年 3月 グローバルメディアオンライン株式会社（現GMOインターネットグループ株式会社）代表取締役会長兼社長
- 2003年 3月 株式会社アイル（現GMOグローバルサイン・ホールディングス株式会社）取締役会長（現任）
- 2004年 3月 株式会社paperboy&co.（現GMOペパボ株式会社）取締役会長（現任）
- 2004年 3月 GMOモバイルアンドデスクトップ株式会社（現GMOメディア株式会社）取締役会長（現任）
- 2004年 12月 株式会社カードコマースサービス（現GMOペイメントゲートウェイ株式会社）取締役会長
- 2007年 3月 株式会社まぐクリック（現GMOアドパートナーズ株式会社）取締役会長
- 2008年 5月 GMOインターネット株式会社（現GMOインターネットグループ株式会社）代表取締役会長兼社長グループ代表
- 2009年 4月 株式会社イノベックス（現GMO TECH株式会社）取締役会長（現任）
- 2011年 12月 GMOペイメントゲートウェイ株式会社取締役会長兼社長
- 2012年 12月 GMOペイメントゲートウェイ株式会社取締役会長（現任）
- 2015年 3月 GMOアドパートナーズ株式会社取締役
- 2016年 3月 GMOアドパートナーズ株式会社取締役会長（現任）
- 2022年 3月 GMOインターネット株式会社（現GMOインターネットグループ株式会社）代表取締役グループ代表 会長兼社長執行役員・CEO（現任）

・選任理由

GMOインターネットグループ経営及び事業戦略に関する豊富な経験と知見を有しており、広範かつ高度な視野からの経営全般に対する助言を頂くため、取締役として適任であると判断し、候補者として選定いたしました。

候補者
番号

3



こばやし しゅういち
児 林 秀 一
(1978年3月29日生)

再 任

所有する当社の株式数
普通株式
100株

・略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 2010年4月 GMO SEOテクノロジー株式会社 (現GMO TECH株式会社) 入社
- 2010年4月 GMO SEOテクノロジー株式会社 (現GMO TECH株式会社) 開発部部长
- 2013年2月 GMO TECH株式会社SEM事業部事業部長
- 2013年3月 GMO TECH株式会社取締役就任
- 2014年3月 GMO TECH株式会社取締役退任
- 2016年3月 GMO TECH株式会社取締役 アドテク事業部事業部長
- 2017年3月 GMO TECH株式会社常務取締役 アドテク事業部事業部長
- 2018年11月 GMO TECH株式会社常務取締役
- 2020年3月 GMO TECH株式会社専務取締役
- 2021年3月 GMO TECH株式会社取締役副社長 デジタルマーケティング本部本部長 (現任)

・選任理由

当社入社以降、主力事業である集客支援事業に携わっており、同分野において豊富な経験と知見を有していることから、取締役として適任であると判断し、候補者として選定いたしました。

候補者
番号

4



おおさわ けん と
大澤 健人

(1990年3月29日生)

再 任

所有する当社の株式数
普通株式
一 株

・略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 2012年 4月 GMOインターネット株式会社（現GMOインターネットグループ株式会社）入社
- 2017年 6月 GMO TECH株式会社入社
- 2018年 1月 GMO TECH株式会社SEM事業部営業部部長
- 2018年11月 GMO TECH株式会社営業本部第1営業部部長
- 2019年 4月 GMO TECH株式会社営業本部本部長
- 2020年 1月 GMO TECH株式会社執行役員プロダクトマーケティング本部統括本部長
- 2022年 3月 GMO TECH株式会社取締役プロダクトマーケティング本部統括本部長（現任）

・選任理由

当社入社以降、一貫して営業に従事しMEO事業を主要事業に成長させたこと、また、同分野において豊富な経験と知見を有していることから、取締役として適任であると判断し、候補者として選定いたしました。

候補者
番号

5



おきどの じゅん
沖 殿 潤

(1973年1月31日生)

再 任

所有する当社の株式数
普通株式
100株

・略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 2017年 3月 GMO TECH株式会社入社
- 2017年 3月 GMO TECH株式会社技術管理部部長
- 2018年 1月 GMO TECH株式会社執行役員システム本部本部長
- 2020年 1月 GMO TECH株式会社執行役員CTOシステム本部本部長
- 2021年 3月 GMO TECH株式会社取締役CTOシステム本部本部長（現任）
- 2021年 3月 GMO ReTech株式会社取締役CTO（現任）

・選任理由

当社入社以降、技術部門に携わり、同分野において豊富な経験と知見を有していることまた、不動産テック事業の開発系責任者も務めており、取締役として適任であると判断し、候補者として選定いたしました。

候補者
番号

6



やすだ まさし

安田 昌史

(1971年6月10日生)

再 任

所有する当社の株式数
普通株式
一株

・略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 2000年 4月 公認会計士登録
- 2000年 4月 インターキュー株式会社（現GMOインターネットグループ株式会社）入社
- 2001年 9月 グローバルメディアオンライン株式会社（現GMOインターネットグループ株式会社）経営戦略室長
- 2002年 3月 グローバルメディアオンライン株式会社（現GMOインターネットグループ株式会社）取締役経営戦略室長
- 2003年 3月 グローバルメディアオンライン株式会社（現GMOインターネットグループ株式会社）常務取締役グループ経営戦略担当兼IR担当
- 2005年 3月 グローバルメディアオンライン株式会社（現GMOインターネットグループ株式会社）専務取締役管理部門統括・グループ経営戦略・IR担当
- 2008年 5月 GMOインターネット株式会社（現GMOインターネットグループ株式会社）専務取締役 グループ管理部門統括
- 2013年 3月 GMOインターネット株式会社（現GMOインターネットグループ株式会社）専務取締役 グループ代表補佐 グループ管理部門統括
- 2015年 3月 GMOインターネット株式会社（現GMOインターネットグループ株式会社）取締役副社長 グループ代表補佐 グループ管理部門統括
- 2016年 3月 GMOメディア株式会社取締役（現任）
- 2016年 3月 GMOクラウド株式会社（現GMOグローバルサイン・ホールディングス株式会社）取締役（現任）
- 2016年 3月 GMOペパボ株式会社取締役
- 2016年 3月 GMOリサーチ株式会社取締役（現任）
- 2016年 3月 GMOアドパートナーズ株式会社取締役（現任）
- 2016年 3月 GMO TECH株式会社取締役（現任）
- 2016年 6月 GMOクリックホールディングス株式会社（現GMOフィナンシャルホールディングス株式会社）取締役（現任）
- 2016年 6月 あおぞら信託銀行株式会社（現GMOあおぞらネット銀行株式会社）社外監査役
- 2016年 12月 GMOペイメントゲートウェイ株式会社取締役（現任）
- 2019年 6月 GMOあおぞらネット銀行株式会社社外取締役（現任）
- 2022年 3月 GMOインターネット株式会社（現GMOインターネットグループ株式会社）取締役グループ副社長執行役員・CFOグループ代表補佐グループ管理部門統括（現任）

・選任理由

GMOインターネットグループ経営、公認会計士としての幅広い知識と経験をもとに、当社のガバナンス体制強化と経営全般に対する助言を頂くため、取締役として適任であると判断し、候補者として選定いたしました。

- (注) 1. 取締役候補者鈴木明人氏、児林秀一氏、沖殿潤氏、大澤健人氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者熊谷正寿氏、安田昌史氏は、当社の親会社であるGMOインターネットグループ株式会社の代表取締役グループ

- プ代表 会長兼社長執行役員・CEO、取締役グループ副社長執行役員・CFOグループ代表補佐グループ管理部門統括を務めており、当社と同社との間には、営業上の取引関係があります。
3. 取締役候補者熊谷正寿氏・安田昌史氏の過去10年間における当社の親会社であるGMOインターネットグループ株式会社および同社の子会社における業務執行者としての地位および担当は、「略歴、地位、担当および重要な兼職の状況」に記載のとおりであります。
 4. 当社は取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が補填されます。なお、各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険の被保険者となり、任期中中に当該保険契約を更新する予定であります。

第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましてはあらかじめ監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者
番号

1



みたむら てつひこ

三田村 徹彦

(1973年6月13日生)

再 任

所有する当社の株式数
普通株式
19,620株

・略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 2001年 1月 株式会社リクルート（現株式会社リクルートホールディングス）入社
- 2007年 5月 株式会社カカクコム入社
- 2008年12月 株式会社イノベックス（現GMO TECH株式会社）取締役
- 2013年 3月 GMO TECH株式会社監査役
- 2016年 3月 GMO TECH株式会社取締役（監査等委員）（現任）

・選任理由

2013年より監査役として業務執行にあたっており、豊富なコンプライアンス・リスク管理の経験と知見を有しており、当社のコーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るための有用な助言が期待でき、専門的かつ客観的な立場から監査を行えると判断し、候補者として選定いたしました。

候補者
番号

2



もりや こうじ

森谷 耕司

(1973年6月11日生)

再 任

所有する当社の株式数

普通株式

一株

・略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1997年 3月 税理士登録
- 2000年 2月 森谷会計事務所 創立
- 2014年 3月 GMO TECH株式会社社外監査役
- 2016年 3月 GMO TECH株式会社社外取締役（監査等委員）（現任）

・社外取締役候補者とする選任理由及び期待される役割

税理士としての豊富な経験と知見を有しており、当社のガバナンス体制強化を図るための有用な助言および意見をいただくため、当社の監査等委員である社外取締役として適正であると判断し、候補者として選定いたしました。

候補者
番号

3



あなだ こうじ

穴田 功

(1975年3月19日生)

再 任

所有する当社の株式数

普通株式

一株

・略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 2001年10月 弁護士登録（第一東京弁護士会）
- 2001年10月 田辺総合法律事務所入所
- 2003年10月 弁護士法人キャスト（現弁護士法人瓜生・糸賀法律事務所）入所
- 2007年 5月 University of Southern California, Gould School of Law (LL.M.)
- 2008年 1月 ニューヨーク州弁護士登録
- 2017年11月 株式会社ロッテファイナンシャル社外取締役（現任）
- 2018年 3月 GMO TECH株式会社社外取締役（監査等委員）（現任）

・社外取締役候補者とする選任理由及び期待される役割

弁護士としての豊富な経験と知見を有しており、当社のガバナンス体制強化を図るための有用な助言および意見をいただくため、当社の監査等委員である社外取締役として適正であると判断し、候補者として選定いたしました。

- (注) 1. 取締役候補者三田村徹彦氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者森谷耕司氏は、社外取締役候補者であります。同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。同氏は税理士法人森谷会計事務所税理士を兼務しております。同氏の監査等委員である社外取締役の就任期間は、本総会終結の時をもって8年であります。
3. 取締役候補者穴田功氏は、社外取締役候補者であります。同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。同氏の監査等委員である社外取締役の就任期間は、本総会終結の時をもって6年であります。
4. 当社は、取締役候補者森谷耕司氏・穴田功氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
5. 当社は、取締役候補者森谷耕司氏・穴田功氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限度とする契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償の限度額は、法令が規定する額としており、本総会において、両氏の再任が承認された場合には本契約を継続する予定であります。
6. 当社は、取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が補填されます。なお、各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険の被保険者となり、任期中に当該保険契約を更新する予定であります。

第3号議案 取締役（監査等委員であるものを除く）の報酬額設定の件

1. 改定の理由

当社の取締役（監査等委員であるものを除く）の報酬額は、2022年3月18日開催の第16期定時株主総会において、年額164百万円以内とご承認いただいておりますが、昨今の経済情勢の変化及びコーポレートガバナンスの強化に伴う取締役会の構成の変化等諸般の事情を考慮して、取締役（監査等委員であるものを除く）の報酬額を年額200百万円以内と改定することをお願いするものであります。また、取締役（監査等委員であるものを除く）の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。

なお、第1号議案を原案どおりご承認いただいた場合には、取締役（監査等委員であるものを除く）の総数は、6名となります。

2. 取締役の報酬改定を相当とする理由

当取締役報酬改定につきましては、事業報告に記載しております取締役の報酬の決定方針を踏まえ、コーポレートガバナンスの強化、業務の専門化・高度化に伴う今後の取締役の役割の拡充、質の確保、社外取締役の員数増強等の観点から相当なものであると判断しております。

以上

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 当連結会計年度における事業の経過および成果

当連結会計年度（2023年1月1日から2023年12月31日）におけるわが国経済は、5月には新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行したことで、人の動きが活発化し、経済活動は回復基調で進みつつあります。しかしながら、ウクライナ情勢の長期化による資源・エネルギー価格の上昇や、世界的な金融引き締めに伴う大幅な為替変動、イスラエルとハマスの武力衝突による地政学リスク等、先行き不透明な状況は継続していると認識しております。

一方、当社の事業領域である国内インターネット広告市場は継続して拡大傾向にあり、2023年度にはインターネット広告媒体費は前年度から12.5%拡大し、2.79兆円を超える見込み（※1）であります。人々の生活の中で、インターネットの利用は引き続き拡大しており、インターネット広告業界も引き続き堅調に推移しました。

（※1）出所：電通グループ5社2023年3月発表「2022年日本の広告費インターネット広告媒体費詳細分析」

このような環境の下、当連結会計年度において、当社グループの集客支援事業は昨年度に続き、顧客基盤を拡大し、売上高を増加させております。不動産テック事業についても、顧客数を着実に増加させることに加え、ストック売上を拡大させております。

以上の結果、当連結会計年度における業績は、売上高6,256百万円（前年同期比14.7%増）、営業利益566百万円（前年同期比149.6%増）、経常利益562百万円（前年同期比172.2%増）、親会社株主に帰属する当期純利益405百万円（前年同期は295百万円の損失）となりました。

セグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。

①集客支援事業

集客支援事業には、検索エンジン関連サービス、運用型広告・アフィリエイト広告サービス等を含んでおります。検索エンジン関連サービスにおいては、注力サービスとしておりますMEOサービス（※2）について、新規案件を積上げ、業績は安定して伸長しております。アフィリエイト広告サービスにおいては、直販営業に経営資源を多く投下しております。その結果、当連結会計年度におけるセグメント売上高は6,028百万円（前年同期比12.6%増）、セグメント利益は751百万円（前年同期比49.3%増）となりました。

（※2）MEOとは（Map Engine Optimization）の略で、主としてGoogle社が提供するGoogle Mapにおいて上位表示を実現しアクセスを増加させること、またそのための技術やサービスを指します。

②不動産テック事業

不動産テック事業には、連結子会社GMO ReTech株式会社で提供いたします賃貸DXサービス等が含まれます。賃貸運営を楽にする、をミッションとし、賃貸運営に関わる方々をもっと自由にするために、サービス開発、改善に取り組んでまいりました。当連結会計年度におけるセグメント売上高は228百万円（前年同期比119.0%増）、セグメント損失は190百万円（前年同期は282百万円の損失）となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資の総額は134百万円で、その主なものはソフトウェア開発に係るものであります。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(8) 対処すべき課題

① 事業に関して

当社が属するインターネット広告市場の市場全体は、スマートフォンの普及に伴い順調に拡大しつつもトレンドの変化が非常に早く、それによりお客様のニーズが絶えず変化しております。そのような環境下において、技術力を背景とした自社商材の投入を行いながら、お客様の成果にコミットする事業展開を行っております。

創業当初より「検索事業」に経営資源を集中し人材を重点配置したことが功を奏し、高いスキルと能力を有しています。こうした知見はスマートフォン向け広告配信サービスで活かされ、自社商材の拡充を図ってまいりました。上記に加えて、近年ニーズが拡大しているローカルSEOである「MEO」の展開を進めており、利用ツールの拡充を進めること及び、戦略商材の最適な組み合わせと精度の高い提案を通じ、顧客満足度のさらなる拡大に努めてまいります。新たな分野である「不動産テック」事業にも進出を行い、事業拡大を図っております。

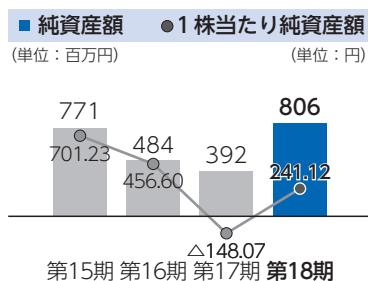
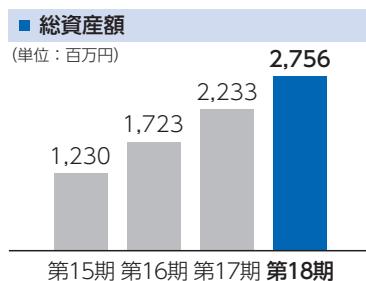
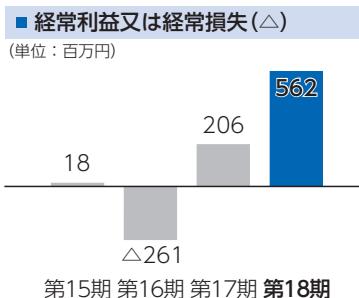
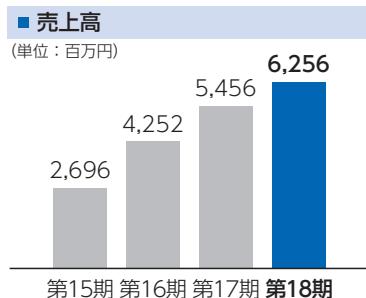
② 経営体制および組織に関して

当社グループは、2023年は人員体制の強化を行い、翌年度以降において飛躍するための足場固めを中心に行いました。2024年には、昨年来取り組んで参りましたAI活用を継続して推進し、さらなる業務効率の改善に取り組み、強固な経営基盤を構築することを目指します。世界に通用するサービスを創造するため、鋭意組織の強化を推進しております。

(9) 財産および損益の状況の推移

区 分	第 15 期 2020年12月期	第 16 期 2021年12月期	第 17 期 2022年12月期	第 18 期 2023年12月期 (当連結会計年度)
売上高 (百万円)	2,696	4,252	5,456	6,256
営業利益又は営業損失 (△) (百万円)	16	△258	226	566
経常利益又は経常損失 (△) (百万円)	18	△261	206	562
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失 (△) (百万円)	14	△288	△295	405
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△) (円)	13.25	△271.71	△282.13	368.95
総資産 (百万円)	1,230	1,723	2,233	2,756
純資産 (百万円)	771	484	392	806
1株当たり純資産 (円)	701.23	456.60	△148.07	241.12

- (注) 1.1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。
 2.「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日)等を第17期の期首から適用しており、第17期以降に係る数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。



(10) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

当社の親会社は、GMOインターネットグループ(株)であり、同社は当社の株式574,000株（議決権比率54.0%）を保有しております。

なお、当社はGMOインターネットグループ(株)との間に営業上の取引関係があります。

② 親会社との間の取引に関する事項

イ 当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項

当社は、親会社等のグループ会社と営業取引を行う場合には、新規取引開始時および既存取引の継続時も含め、少数株主の保護の観点から取引条件等の内容の適正性を、その他第三者との取引条件との比較などから慎重に検討して実施しております。

ロ 当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断およびその理由

当社は親会社より取締役を受け入れておりますが、当社経営に対する適切な意見を得ながら、取締役会における多面的な議論を経て決定しております。経営方針や事業戦略はグループシナジー創出の観点を踏まえつつ当社独自に作成しており、上場会社として独立性を確保しながら経営および事業活動にあっております。

ハ 取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の当該意見
該当事項はありません。

③ 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
GMO ReTech株式会社	100百万円	100.0%	不動産テック事業

④ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(11) 主要な事業内容（2023年12月31日現在）

当社の事業は「集客支援事業」および「不動産テック事業」であります。

集客支援事業においては、検索エンジン関連サービス、運用型広告・アフィリエイト広告サービス等を軸としたインターネット集客支援事業を展開しています。

不動産テック事業には、連結子会社GMO ReTech株式会社で提供いたします賃貸DXサービス等が含まれます。不動産テック事業に進出するために2020年7月に完全持株子会社GMO ReTech株式会社を設立いたしました。賃貸運営を楽にするをミッションとし、賃貸運営に関わる方々をもっと自由にするためのサービスを展開しております。

(12) 主要な営業所等（2023年12月31日現在）

① 当社

本社：東京都渋谷区桜丘町26番1号

福岡支社：福岡県福岡市中央区大名1丁目14番45号 Qiz TENJIN

宮崎支社：宮崎県宮崎市老松2丁目2番1号 GMO hinataオフィス

② 子会社

GMO ReTech(株)

本社：東京都渋谷区桜丘町26番1号

金沢事業所：石川県金沢市広岡1丁目1番35号 金沢第2ビル601

大阪営業所：大阪府大阪市北区大深町3番1号 グランフロント大阪タワーB23階

福岡営業所：福岡県福岡市中央区大名1丁目14番45号 Qiz TENJIN

(13) 使用人の状況（2023年12月31日現在）

区分	使用人数（名）	前連結会計年度末増減（名）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）
男性	117	+26	33.3	3.0
女性	96	+20	30.9	2.5
合計または平均	213	+46	32.2	2.8

(14) 主要な借入先の状況（2023年12月31日現在）

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	280百万円

2 会社の株式に関する事項（2023年12月31日現在）

① 発行可能株式総数	普通株式	1,124,945株
	A種種類株式	55株
② 発行済株式の総数	普通株式	1,100,620株
	A種種類株式	55株
③ 株主数	普通株式	876名
	A種種類株式	2名
④ 大株主の状況		

株主名	持株数（株）			合計株式 持株比率（%）
	普通株式	A種種類株式	合計株式	
GMOインターネットグループ株式会社	574,000	45	574,045	53.93
鈴木 明人	189,565	10	189,575	17.81
九鬼 伸哉	23,500	—	23,500	2.21
三田村 徹彦	19,620	—	19,620	1.84
松尾 志郎	14,000	—	14,000	1.32
日比 昇	10,000	—	10,000	0.94
渡辺 進	7,000	—	7,000	0.66
野村證券株式会社	7,000	—	7,000	0.66
GMOTECH従業員持株会	5,600	—	5,600	0.53
上田八木短資株式会社	5,500	—	5,500	0.52

(注) 当社は自己株式36,305株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3 会社の新株予約権等に関する事項（2023年12月31日現在）

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の現況

2014年3月20日開催の定時株主総会決議による新株予約権

- ・新株予約権の払込金額 払込を要しない
- ・新株予約権の行使価額 1個につき2,784円（注）
- ・新株予約権の行使期間 2016年3月25日から2024年3月20日まで
- ・新株予約権の行使の条件
 - ① 新株予約権は、その権利行使時において、当社の株式が国内における金融商品取引所に上場されていることを要する。
 - ② 新株予約権者は、権利行使時において当社の取締役、監査等委員、従業員もしくは当社の子会社の取締役、監査等委員、従業員のいずれかの地位であることを要する。
 - ③ 新株予約権者は、新株予約権のうち、その一部につき行使することができる。ただし1個未満の新株予約権については、この限りではない。
 - ④ 新株予約権者の相続人は新株予約権を行使できないものとする。
 - ⑤ その他の行使の条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者の間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
- ・当社役員の保有状況

区分	新株予約権の数	目的となる株式の種類および数（注）	保有者数
取締役（監査等委員および社外取締役を除く）	331個	普通株式 1,655株	2名
社外取締役（監査等委員を除く）	—	—	—
取締役（監査等委員）	250個	普通株式 1,250株	1名

（注）2014年9月16日付で普通株式1株につき5株の株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の行使価額」、「目的となる株式の種類および数」が調整されております。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等（2023年12月31日現在）

地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
取締役会長	熊谷正寿	GMOインターネットグループ(株) 代表取締役グループ代表会長兼社長執行役員・CEO GMOペイメントゲートウェイ(株) 取締役会長 GMOグローバルサイン・ホールディングス(株) 取締役会長 GMOアドパートナーズ(株) 取締役会長 GMOペパボ(株) 取締役会長 GMOリサーチ(株) 取締役会長 GMOメディア(株) 取締役会長
代表取締役社長CEO	鈴木明人	GMO ReTech(株) 代表取締役社長
取締役副社長	児林秀一	デジタルマーケティング本部本部長
取締役	染谷康弘	経理部長
取締役CTO	沖殿潤	システム本部本部長 GMO ReTech(株) 取締役CTO
取締役	大澤健人	プロダクトマーケティング本部統括本部長
取締役	安田昌史	GMOインターネットグループ(株) 取締役グループ副社長執行役員・CFOグループ代表補佐グループ管理部門統括 GMOペイメントゲートウェイ(株) 取締役 GMOグローバルサイン・ホールディングス(株) 取締役 GMOアドパートナーズ(株) 取締役 GMOリサーチ(株) 取締役 GMOフィナンシャルホールディングス(株) 取締役 GMOメディア(株) 取締役 GMOあおぞらネット銀行(株) 社外取締役
取締役（監査等委員）	三田村徹彦	
取締役（監査等委員）	森谷耕司	税理士法人 森谷会計事務所 税理士
取締役（監査等委員）	穴田功	弁護士法人 瓜生・糸賀法律事務所 弁護士 (株)ロッテファイナンシャル 社外取締役

- (注) 1. 社内情報を収集し、監査の実効性を高め監査・監督機能を強化するために、三田村徹彦氏を常勤の監査等委員に選定しております。
2. 森谷耕司氏および穴田功氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
3. 森谷耕司氏は税理士の資格を有しており、税務および会計に関する相当程度の知見を有しております。穴田功氏は弁護士の資格を有しており、法律に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は株式会社東京証券取引所に対して、森谷耕司氏および穴田功氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は社外取締役森谷耕司氏・穴田功氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約により填補することとしております。また、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないよう被保険者が違法に利益もしくは便宜を得たこと、犯罪行為、詐欺行為、又は法令等に違反することを認識しながら行った行為を補償対象外としております。当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は、当社及び当社子会社の取締役及び管理職従業員を被保険者として特約保険料相当額等を除き、その保険料を当社が負担しております。

(4) 当事業年度に係る取締役の報酬等

①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

a. 当該方針の決定の方法

当社は、2021年2月15日開催の取締役会決議によって、決定方針を定めております。

b. 役員報酬等の決定に当たっての方針及び手続

取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額は、会社全体の業績、業績に対する個々人の貢献度、ならびに他社の役員報酬データを踏まえた優秀な人材確保に必要な報酬水準を勘案し、株主総会で決定された取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬限度額の範囲内で、取締役会において業績貢献や業務執行状況を勘案して決定しています。

c. 役員報酬の構成及び決定過程

各取締役の報酬額は、以下の基本報酬と変動報酬により決定します。

基本報酬は、事業年度ごとの業績目標達成に向けた定量項目、持続的な成長を促す定量項目、中期的な取り組みによる定量項目を指標化し多面的に評価した結果で、あらかじめ策定済みの役位別報酬基準により決定する仕組みとしております。

変動報酬は、当該年度における各取締役の職責に応じ、各管掌範囲における業績連動数値・行動指標・職務執行の状況を勘案した360度評価にもとづく個別評価を実施し、基本報酬額に対して上下20%の範囲内で変動する仕組みとしております。

d. 取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると判断した理由

取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

②監査等委員である取締役の報酬等の額の決定方針に関する事項

監査等委員である取締役の報酬は、経営執行から独立した立場であることから固定報酬のみで構成されており、各監査等委員である取締役の報酬額は、株主総会で承認された報酬総額の範囲内において、監査等委員会規程の定めに基づき、監査等委員の協議により決定しております。

③取締役及び監査等委員である取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬限度額は、2022年3月18日開催の定時株主総会において年額164百万円以内と決議されております。決議当時の取締役の員数は7名です。監査等委員である取締役の報酬限度額は、2016年3月19日開催の定時株主総会において年額20百万円以内と決議されております。決議当時の監査等委員である取締役の員数は3名です。

④ 役員ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる役員 の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	146 (-)	131 (-)	14 (-)	- (-)	5 (-)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	15 (2)	15 (2)	(-)	(-)	3 (2)

⑤ 役員ごとの連結報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載していません。

⑥ 使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの

使用人兼務役員の使用人給与がないため、記載していません。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等との重要な兼職の状況および当社と当該他の法人との関係

- ・取締役（監査等委員）森谷耕司氏は、税理士法人森谷会計事務所税理士を兼務しております。
なお、当社と、税理士法人森谷会計事務所との間に特別の関係はありません。
- ・取締役（監査等委員）穴田功氏は、弁護士法人瓜生・糸賀法律事務所弁護士を兼務しております。
なお、当社と、弁護士法人瓜生・糸賀法律事務所との間に特別の関係はありません。
- ・取締役（監査等委員）穴田功氏は、株式会社ロツテファイナンシャル社外取締役を兼務しております。
なお、当社と、株式会社ロツテファイナンシャルとの間に特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況 社外取締役期待される役割に関して行った職務の概要
取締役（監査等委員）	森谷 耕司	当事業年度に開催された取締役会18回のうち、18回に出席し、また、監査等委員会12回のうち、12回に出席し、主に税理士としての専門的見地から、適宜発言を行っております。
取締役（監査等委員）	穴田 功	当事業年度に開催された取締役会18回のうち、18回に出席し、また、監査等委員会12回のうち、12回に出席し、主に弁護士としての専門的見地から、適宜発言を行っております。

5 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	38百万円
当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭およびその他の財産上の利益の合計額	38百万円

- (注) 1. 監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績および報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画および報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 上記以外に前事業年度の監査に係る追加報酬5百万円を支払っております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を株主総会に提出いたします。

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の合意に基づき、監査等委員会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨およびその理由を報告いたします。

6 会社の体制および方針

1. 業務の適正を確保するための体制

取締役の業務の執行が法令および定款に適合することを確保する体制、その他業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は、以下のとおりであります。

①取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役会は、取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するため、コンプライアンス規程を定め、コンプライアンス体制の整備に努める。
- (2) コンプライアンス意識の浸透、向上を図るため使用人に対するコンプライアンス教育を定期的実施する。
- (3) 内部監査室により、コンプライアンス体制の有効性について監査を行うとともに、コンプライアンス体制の状況は代表取締役社長に報告する。
- (4) 各取締役は、取締役または使用人の職務の執行が法令・定款に適合していない事実を発見した場合、取締役会および監査等委員会に報告する。各監査等委員は、取締役の職務の執行について監査を行う。

②取締役の職務執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- (1) 取締役の職務執行に係る情報は、法令、定款および「文書管理規程」等の社内規程、方針に従い、文書（紙または電磁的媒体）に記録して適切に保管および管理する体制を整える。また、取締役および監査等委員はこれらの文書を閲覧することができるものとする。
- (2) 情報セキュリティについては、情報セキュリティ管理規程に基づき、その継続的な改善を図るものとする。

③損失の危機の管理に関する規程その他の体制

- (1) 経営全般に関わるリスク管理を行うために、リスク管理規程・コンプライアンス規程を定め、内部監査室により、それぞれ規程の整備、運用状況の確認を行うとともに、全社員（取締役、監査等委員、使用人、契約社員等も含む。）に対する研修等を定期的実施する。
- (2) 取締役、監査等委員および主要な使用人で構成する経営会議により、コンプライアンス、リスクマネジメント、情報セキュリティについて検討することにより、迅速な危機管理体制を構築できるよう努めるものとする。

④取締役および使用人の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 原則毎週1回の経営会議、毎月1回の定時取締役会、または臨時取締役会を必要に応じ随時開催し、情報の共有および意思の疎通を図り、業務執行に係わる重要な意思決定を機動的に行うとともに、取締役の業

務執行状況の監督を行うものとする。

- (2) 職務執行に関する権限および責任については、「取締役会規程」、「組織規程」、「職務権限規程」等の社内規程で定め、随時見直しを行うものとする。

⑤当社およびその親会社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社およびその親会社並びに子会社との間における不適切な取引または会計処理を防止するため、内部監査室は、定期的に内部監査を実施し、その結果を代表取締役社長および監査等委員に報告することにより、業務全般に関する適正性を確保する。

⑥監査等委員がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査等委員がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査等委員と協議のうえ、合理的な範囲で管理部スタッフがその任にあたるものとする。

⑦前号の使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する事項

- (1) 前号の使用人が監査等委員より指示された業務の実施に関しては、取締役からの指示、命令を受けないものとする。
- (2) 前号の使用人の任命、異動については、事前に監査等委員に報告し、その了承を得ることとする。

⑧取締役および使用人が監査等委員に報告するための体制その他の監査等委員への報告に関する体制

- (1) 取締役および使用人は、会社に対し著しい損害を及ぼす恐れのある事実が発生する可能性が生じた場合もしくは発生した場合、または法令・定款に違反する重大な事実が発生する可能性が生じた場合もしくは発生した場合は、その事実を監査等委員に報告しなければならないこととする。
- (2) 代表取締役社長その他取締役および監査等委員は、定期・不定期を問わず、当社におけるコンプライアンスおよびリスク管理への取組状況その他経営上の課題についての情報交換を行い、取締役・監査等委員間の意思疎通を図るものとする。

⑨その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査等委員は、取締役会のほか経営会議等の会議にも出席し、重要事項の報告を受けることができる。
- (2) 監査等委員は、各種議事録、決裁書類（紙または電磁的媒体）等により取締役等の意思決定および業務執行の記録を自由に閲覧することができる。
- (3) 監査等委員は、内部監査室と連携および協力するとともに、代表取締役社長との意見交換の場を定期的に設ける。

⑩財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性確保および金融商品取引法に規定する内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、金融商品取引法その他関連法令に従い、当社の財務報告に係る内部統制システムの整備・構築を行い、その仕組みが有効かつ適切に機能することを定期的・継続的に評価し、金融商品取引法および関係法令等との適合性を確保するものとする。

⑪反社会的勢力排除に向けた体制

- (1) 当社は、反社会的勢力に対する毅然とした対応を取ること、反社会的勢力との一切の関係を拒絶することを反社会的勢力対策規程に定め、すべての取締役および監査等委員並びに使用人に周知徹底する。
- (2) 反社会的勢力による不当要求、組織暴力および犯罪行為に対しては、警察等の外部専門機関と連携し、解決を図る体制を整備する。

⑫業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社の取締役会は、取締役10名（うち、社外取締役2名）で構成されており、その取締役会には取締役および監査等委員が出席して、業務執行取締役から業務執行状況の報告が行われるとともに、重要事項の審議・決議を行っております。

議場において社外取締役は、独立した立場から議論に加わるとともに、経営の監視・監督を行っており、各監査等委員においても同様に経営の監査を行っております。

また、常勤監査等委員は取締役会のほか、経営会議等の社内重要会議に出席するとともに、取締役から業務執行の状況について直接聴取を行い、業務執行の状況やコンプライアンスに関する問題点を日常業務レベルで監視する体制を整備しており、経営監視の強化および向上を図っております。

2. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、安定的な経営基盤の確立と自己資本比率の向上に努めるとともに、業績の進展状況に応じて株主に対する利益還元を努めたいと考えております。また、内部留保資金につきましては、将来の事業展開、財務体質の強化に充当する考えであります。

当社の剰余金の普通株式に対する配当は期末配当の年1回を基本方針としておりますが、株主の皆さまに対する経営成果の利益還元となる配当は、極力タイムリーに実現できるよう、将来の四半期配当実施に備え、毎年3月31日、6月30日、9月30日、12月31日を基準日として、取締役会の決議によって剰余金の配当を行うことができる旨を定款に定めております。

上記の方針に基づき、当期においては、一株あたり184.48円を期末に配当する旨取締役会において決議しております。次期につきましては、228.44円を予想しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2023年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	第18期 2023年12月31日現在
● 資産の部	
流動資産	2,463
現金及び預金	1,279
受取手形、売掛金及び契約資産	1,030
前払費用	150
その他	5
貸倒引当金	△1
固定資産	292
有形固定資産	20
建物附属設備	18
工具、器具及び備品	1
無形固定資産	149
電話加入権	0
ソフトウェア	100
ソフトウェア仮勘定	48
投資その他の資産	122
投資有価証券	31
関係会社株式	0
敷金	36
繰延税金資産	48
その他	6
資産合計	2,756

(単位：百万円)

科 目	第18期 2023年12月31日現在
● 負債の部	
流動負債	1,728
買掛金	675
未払金	345
1年以内長期借入金	70
未払法人税等	158
契約負債	267
賞与引当金	71
その他	140
固定負債	221
長期借入金	210
資産除去債務	11
負債合計	1,949
● 純資産の部	
株主資本	799
資本金	100
資本剰余金	386
利益剰余金	405
自己株式	△92
その他の包括利益累計額	7
 その他有価証券評価差額金	7
純資産合計	806
負債及び純資産合計	2,756

連結損益計算書 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

(単位：百万円)

科 目	第18期	
	自 2023年 1 月 1 日	
	至 2023年 12 月 31 日	
売上高		6,256
売上原価		3,800
売上総利益		2,455
販売費及び一般管理費		1,889
営業利益		566
営業外収益		
受取利息	0	
助成金収入	4	
受取手数料	1	
その他	3	9
営業外費用		
支払利息	3	
為替差損	7	
支払手数料	1	
その他	0	13
経常利益		562
税金等調整前当期純利益		562
法人税、住民税及び事業税	180	
法人税等調整額	△23	157
当期純利益		405
親会社株主に帰属する当期純利益		405

連結株主資本等変動計算書

(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2023年1月1日残高	100	995	△609	△100	385
連結会計年度中の変動額					
自己株式の取得	—	—	—	△0	△0
欠損填補	—	△609	609	—	—
自己株式の処分	—	—	—	8	8
自己株式処分差益	—	0	—	—	0
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	405	—	405
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	—	—	—	—	—
連結会計年度中の変動額合計	—	△608	1,014	8	414
2023年12月31日残高	100	386	405	△92	799

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	
2023年1月1日残高	7	392
連結会計年度中の変動額		
自己株式の取得	—	△0
欠損填補	—	—
自己株式の処分	—	8
自己株式処分差益	—	0
親会社株主に帰属する当期純利益	—	405
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	△0	△0
連結会計年度中の変動額合計	△0	413
2023年12月31日残高	7	806

連結注記表

【連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記】

1. 連結の範囲に関する事項
 - (1) 連結子会社の数および連結子会社の名称
連結子会社の数 1社
連結子会社の名称：GMO ReTech株式会社
 - (2) 非連結子会社の名称
非連結子会社の数 1社
非連結子会社の名称：GMOアップカプセル株式会社
連結の範囲から除いた理由
非連結子会社1社は、小規模会社であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。
2. 持分法の適用に関する事項
該当事項はありません。
3. 連結子会社の事業年度等に関する事項
連結子会社の決算日は連結決算日と一致しております。
4. 会計方針に関する事項
 - (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法
有価証券の評価基準及び評価方法
その他有価証券
市場価格のない株式等以外のもの
時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。
市場価格のない株式等
主として移動平均法による原価法を採用しております。
なお、投資事業有限責任組合への出資及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、組合等の損益及びその他有価証券評価差額のうち当社の持分相当額を投資有価証券評価損益及びその他有価証券評価差額金として取り込む方法によっております。
 - (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産

建物附属設備

2018年3月31日以前に取得したもの 定率法

2018年4月1日以降に取得したもの 定額法

工具、器具及び備品

定率法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備 15年

工具、器具及び備品 4～20年

②無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能見込期間（5年以内）に基づく定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員の賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度に対応する見積額を計上しております。

(4) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円換算し、換算差額は損益として処理しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループの主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

i. 集客支援事業

SEMサービスは、主として、Googleマップでの検索（ローカル検索）で店舗情報等を検索ユーザーが易く見つけやすくなる施策を行う、上位表示対策をするサービスであるMEOサービスと、クライアントのホームページを検索エンジンの上位に表示するSEOコンサルティング等からなります。履行義務は、契約期間にわたりサービスを提供することであり、契約で定められたサービス提供期間を履行義務の充足期間として、履行義務を充足するにつれて一定期間にわたり収益を認識しております。

アフィリエイトサービスは、主としてスマートフォン向け成果報酬型広告サービスであるGMO SmaADや、広告主・媒体主の売上を最大化するアフィリエイト広告であるGMO SmaAFFi等があ

ります。主な履行義務は、顧客と合意した契約条件に基づいて広告をメディアに出稿することであり、当該履行義務は広告配信期間にわたって充足されるため、顧客との各契約条件に応じて収益を認識しております。

なお、いずれのサービスも、履行義務の対価は、1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

ii. 不動産テック事業

不動産テックサービスは、主として不動産管理会社向けオーナーアプリ及び入居者アプリ等のプラットフォームサービスを提供しています。履行義務は、契約期間にわたりサービスの利用を提供することであり、契約で定められたサービス提供期間を履行義務の充足期間として、履行義務を充足するにつれて一定期間にわたり収益を認識しております。

なお、履行義務の対価は、1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

(返品、返金及びその他の類似業務)

返品、返金及びその他の類似業務は負っておりません。

(財又はサービスに対する保証及び関連する業務)

財又はサービスに対する保証及び関連する業務はございません。

(返品、返金及びその他の類似の義務の算定)

返品、返金及びその他の類似の義務の算定について該当事項は有りません。

(6) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

グループ通算制度の適用

当社および連結子会社は、グループ通算制度を適用しております。

【会計方針の変更に関する注記】

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。これによる連結計算書類に与える影響はありません。

【追加情報】

(グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱いの適用)

当社及び国内連結子会社は、当連結会計年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行しております。これに伴い、法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日。以下「実務対応報告第42号」という。)に従っております。また、実務対応報告第42号第32項(1)に基づき、実務対応報告第42号の適用に伴う会計方針の変更による影響はないものとみなしております。

【会計上の見積りに関する注記】

該当事項はありません。

【連結貸借対照表に関する注記】

1. 受取手形、売掛金及び契約資産の内訳

受取手形、売掛金及び契約資産のうち、顧客との契約から生じた債権の残高及び契約資産の残高は、次のとおりであります。

受取手形	－百万円
売掛金	1,030百万円
契約資産	0百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 11百万円

【連結株主資本等変動計算書に関する注記】

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式	1,100,620株
A種種類株式	55株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	一株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年2月13日 取締役会	普通株式	196	184.48	2023年12月31日	2024年3月22日
2024年2月13日 取締役会	A種種類株式	17	313,698.63	2023年12月31日	2024年3月22日

(3) 当連結会計年度の末日における当社が発行している新株予約権の目的となる株式の数

普通株式 4,165株

【金融商品に関する注記】

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用に関しては短期的な預金等に限定しております。また、資金調達については主として親会社及び金融機関からの借入による方針です。

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

敷金は主に事務所に係る建物の賃貸契約における敷金であり、賃貸先の信用リスクに晒されております。

営業債務である、買掛金並びに未払金は1年以内の支払期日であります。

借入金の使途は、事業資金であります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2023年12月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額31百万円）は、次表には含まれておりません。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 敷金	36	33	△2
(2) 長期借入金	(280)	(278)	△1

(*)負債に計上されているものについては、()で示しております。

(注) 1. 現金は注記を省略しており、「預金」「受取手形及び売掛金」「買掛金」及び「未払金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

2. 連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに準ずる事業体の時価は上記に含めておりません。連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに準ずる事業体の連結貸借対照表計上額は、31百万円です。

3. 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

敷金

敷金は、約定期間に基づく返還額を国債利回り等適切な利率を基に割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金については元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値を時価としており、レベル2の時価に分類しております。

【収益認識に関する注記】

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント		合計
	集客支援事業	不動産テック事業	
SEMサービス	1,878	－	1,878
アフィリエイトサービス	4,149	－	4,149
不動産テックサービス	－	227	227
顧客との契約から生じる収益	6,028	227	6,256
その他の収益	－	－	－
外部顧客への売上	6,028	227	6,256

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記) 4. 会計方針に関する事項 (5) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

【1株当たり情報に関する注記】

1株当たり純資産額	241円	12銭
1株当たり当期純利益	368円	95銭

【重要な後発事象に関する注記】

該当事項はありません。

【その他の注記】

該当事項はありません。

計算書類

貸借対照表 (2023年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	第18期 2023年12月31日現在
● 資産の部	
流動資産	2,496
現金及び預金	1,094
受取手形、売掛金及び契約資産	1,009
関係会社短期貸付金	1,346
前払費用	137
その他	13
貸倒引当金	△1,105
固定資産	289
有形固定資産	20
建物附属設備	18
工具、器具及び備品	1
無形固定資産	149
電話加入金	0
ソフトウェア	100
ソフトウェア仮勘定	48
投資その他の資産	119
投資有価証券	31
関係会社株式	0
敷金	33
繰延税金資産	48
その他	6
資産合計	2,786

科 目	第18期 2023年12月31日現在
● 負債の部	
流動負債	1,759
買掛金	675
未払金	394
未払法人税等	158
契約負債	263
1年以内長期借入金	70
賞与引当金	62
その他	135
固定負債	220
長期借入金	210
資産除去債務	10
負債合計	1,980
● 純資産の部	
株主資本	799
資本金	100
資本剰余金	386
その他資本剰余金	386
利益剰余金	405
利益準備金	8
その他利益剰余金	396
繰越利益剰余金	396
自己株式	△92
評価・換算差額等	7
その他有価証券評価差額金	7
純資産合計	806
負債及び純資産合計	2,786

損益計算書 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

(単位：百万円)

科 目	第18期	
	自 2023年 1 月 1 日 至 2023年 12 月 31 日	
売上高		6,028
売上原価		3,590
売上総利益		2,438
販売費及び一般管理費		1,686
営業利益		751
営業外収益		
受取利息	15	
業務委託収入	4	
助成金収入	4	
その他	3	27
営業外費用		
支払利息	3	
為替差損	7	
関係会社貸倒引当金繰入額	116	
その他	0	127
経常利益		651
税引前当期純利益		651
法人税、住民税及び事業税	269	
法人税等調整額	△23	246
当期純利益		405

株主資本等変動計算書

(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

(単位：百万円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金	
		その他 資本剰余金	資本剰余金 合計		その他 利益剰余金	利益剰余金 合計
2023年1月1日残高	100	995	995	8	△618	△609
事業年度中の変動額						
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—
欠損填補	—	△609	△609	—	609	609
自己株式の処分	—	—	—	—	—	—
自己株式処分差益	—	0	0	—	—	—
当期純利益	—	—	—	—	405	405
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）	—	—	—	—	—	—
事業年度中の変動額合計	—	△608	△608	—	1,014	1,014
2023年12月31日残高	100	386	386	8	396	405

(単位：百万円)

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
2023年1月1日残高	△100	385	7	7	392
事業年度中の変動額					
自己株式の取得	△0	△0	—	—	△0
欠損填補	—	—	—	—	—
自己株式の処分	8	8	—	—	8
自己株式処分差益	—	0	—	—	0
当期純利益	—	405	—	—	405
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）	—	—	△0	△0	△0
事業年度中の変動額合計	8	414	△0	△0	413
2023年12月31日残高	△92	799	7	7	806

個別注記表

【重要な会計方針に係る事項に関する注記】

1. 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 関係会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

主として移動平均法による原価法を採用しております。

なお、投資事業有限責任組合への出資及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、組合等の損益及びその他有価証券評価差額のうち当社の持分相当額を投資有価証券評価損益及びその他有価証券評価差額金として取り込む方法によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

建物附属設備

2018年3月31日以前に取得したもの 定率法

2018年4月1日以降に取得したもの 定額法

工具、器具及び備品

定率法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備 15年

工具、器具及び備品 4～20年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能見込期間（5年以内）に基づく定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権・貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち当事業年度に対応する見積額を計上しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. 収益及び費用の計上基準

当社の主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

集客支援事業

SEMサービスは、主として、Googleマップでの検索（ローカル検索）で店舗情報等を検索ユーザーが見つけやすくなる施策を行う、上位表示対策をするサービスであるMEOサービスと、クライアントのホームページを検索エンジンの上位に表示するSEOコンサルティング等からなります。履行義務は、契約期間にわたりサービスを提供することであり、契約で定められたサービス提供期間を履行義務の充足期間として、履行義務を充足するにつれて一定期間にわたり収益を認識しております。

アフィリエイトサービスは、主としてスマートフォン向け成果報酬型広告サービスであるGMO SmaADや、広告主・媒体主の売上を最大化するアフィリエイト広告であるGMO SmaAFFi等があります。主な履行義務は、顧客と合意した契約条件に基づいて広告をメディアに出稿することであり、当該履行義務は広告配信期間にわたって充足されるため、顧客との各契約条件に応じて収益を認識しております。

なお、いずれのサービスも、履行義務の対価は、1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

（返品、返金及びその他の類似業務）

返品、返金及びその他の類似業務は負っておりません。

（財又はサービスに対する保証及び関連する業務）

財又はサービスに対する保証及び関連する業務はございません。

（返品、返金及びその他の類似の義務の算定）

返品、返金及びその他の類似の義務の算定について該当事項は有りません。

6. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

グループ通算制度の適用

当社はグループ通算制度を適用しております。

【会計方針の変更に関する注記】

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。これによる当期計算書類に与える影響はありません。

【重要な会計上の見積り】

該当事項はありません。

【貸借対照表に関する注記】

1. 有形固定資産の減価償却累計額 11百万円
2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	8百万円
短期金銭債務	115百万円
3. 関係会社に対する貸倒引当金 1,103百万円

【損益計算書に関する注記】

関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
売上高	205百万円
売上原価	30百万円
販売費及び一般管理費	146百万円
営業取引以外の取引による取引高	
営業外収益	20百万円
営業外費用	-百万円

【株主資本等変動計算書に関する注記】

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数
 普通株式 36,305株

【税効果会計に関する注記】

繰延税金資産の発生の主な原因は、関係会社貸倒引当金繰入額等であります。

【関連当事者との取引に関する注記】

計算書類

(ア) 計算書類作成会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の 内容又は 職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当 事者との 関係	取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	GMOインター ネットグループ (株)	東京都 渋谷区	5,000	インテ ーネッ ト総合 事業	(被所有) 直接 54.0	役員 の兼 任2名 SEOサ ービス 等の提 供等	SEOサ ービス 等の提 供(注2)	205	契約 負債	52

- (注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
当社と関連を有しない会社との取引と同様に、取引規模を総合的に勘案し交渉の上決定しております。

(イ) 計算書類作成会社と同一の親会社をもつ会社等及び計算書類作成会社のその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の 内容又は 職業	議決権等 の所有(被所 有)割合 (%)	関連当 事者との 関係	取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
同一の 親会社 を持つ 会社	GMOVenturePartners 4 投資事業有 限責任組合	東京都 渋谷区	4,540	投資 事業	—	投資事業 有限責任 組合への 出資	分配金の 受取 (注2)	3	投資有 価証券	31

- (注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
当該投資事業有限責任組合は、GMO VenturePartners(株)を無限責任組合員とする投資事業有限責任組合であり、投資事業有限責任組合契約書に基づき出資をしております。

(ウ) 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は 職業	議決権等の所有(被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	GMO ReTech(株)	東京都 渋谷区	100	不動産 テック 事業	直接 100	事業活 動の管 理等	受取利息 (注 2 の (1))	15	貸付金 (注3)	1,346
							業務受託 収入(注2 の(2))	4	未払金	89
							資金の貸 付(注4)	62		

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(1) 受取利息については、貸付金にかかるものであり、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

(2) 業務委託収入については、当社がGMO ReTech(株)より事業活動にかかる管理部門業務を委託されたことに伴う収入であり、その取引価額については他社の一般取引条件及び管理業務に従事する当社従業員の給与等を勘案し、合理的に決定しております。

3. 貸付金に対し1,103百万円の貸倒引当金を計上しています。また、当事業年度において116百万円の貸倒引当金繰入額を計上しています。

4. 資金の貸付については、市場金利及び取引条件を勘案して利率を合理的に決定しております。

【1株当たり情報に関する注記】

1株当たり純資産	241円	12銭
1株当たり当期純利益	368円	95銭

【重要な後発事象に関する注記】

該当事項はありません。

【その他の注記】

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年2月21日

GMO TECH株式会社
取締役会御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 林 一 樹
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 南 山 智 昭
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、GMO TECH株式会社の2023年1月1日から2023年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、GMO TECH株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年2月21日

GMO TECH株式会社
取締役会御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 林 一 樹
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 南 山 智 昭
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、GMO TECH株式会社の2023年1月1日から2023年12月31日までの第18期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2023年1月1日から2023年12月31日までの第18期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項並びに同号ロの判断及びその理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年2月21日

GMO T E C H株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 三田村 徹 彦 ㊟

監査等委員 森 谷 耕 司 ㊟

監査等委員 穴 田 功 ㊟

(注) 監査等委員森谷耕司及び穴田功は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

議決権行使に関する事項

- 書面による事前の議決権行使が可能です。
- 開催日当日に議決権行使される場合は、
当社指定のウェブサイトを通じてバーチャルオンリー株主総会にご出席ください。
バーチャルオンリー株主総会では、オンラインでの議決権行使・ご質問等が可能です。

※ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、
掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。